

# 那珂川市マンション管理適正化推進計画

令和6年3月25日

## 1. 計画の目的

本市における、区分所有マンションは令和6年3月末時点で40棟2,272戸存在していますが、築40年以上の高経年マンションは存在していません。今後10年で高経年マンションが6棟、20年後には27棟に増加する見込みであることから、マンションの適正な管理を促進していくために、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第3条の2第1項に規定する「マンション管理適正化推進計画」として本計画を策定します。

## 2. マンションの管理の適正化に関する目標

市は、区域内における既存マンションにおける管理計画の策定を促進し、適正管理の助言・指導を行います。

## 3. 管理組合によるマンションの管理適正化指針に関する事項

本市のマンションの管理適正化指針は、国及び福岡県のマンション管理適正化指針に準じます。

## 4. マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

市内の区分所有マンションに対して、実態調査等を実施し、管理状況の把握に努めます。

## 5. マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

福岡県マンション管理適正化推進計画（令和5年9月策定）において、目指す将来像や実現に向けた基本的な方針は、政令市、市を含む県全体と示されていることから、これらを念頭に本市においてもマンション管理の適正化を推進するとともに、管理計画の認定に関する事務及びマンション管理の適正化に必要な助言、指導を行います。

なお、マンション管理実態調査等を実施し、必要に応じて施策の充実を図ることについて検討します。

## 6. マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されていないことによる課題や管理計画の認定制度等について、窓口、広報誌、ホームページ等により、普及・啓発に努めます。

## 7. 計画期間

本計画は、令和6年度から令和15年度までとし、状況の変化にも適宜対応できるよう、必要に応じて計画を見直します。